早稲田実業学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の 健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大 な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの防止のための対策は、いじめを受 けた児童・生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関 係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本校は、上記理念に従い、在籍する児童・生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。いじめを防止し、すべての児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、本校の校訓である『三敬主義』の考え方にのっとり、いじめのない学校を目指す。上記の目的を達成するため「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第13条第1項の規程に基づき、保護者や学校関係者等との連携を図りつつ、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを念頭に置き、「いじめ防止基本方針」(以下「学校の基本方針」という。)を策定する。

第1 いじめ防止基本方針(「学校の基本方針」)の策定等

1. 「学校の基本方針」の策定

「学校の基本方針」は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価
- 2. いじめ対策委員会の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) いじめ対策委員会の構成

校長、教頭、生徒指導部主任(初等部は生活指導部主任)、養護職員、スクールカウン

セラー等その他教職員

※校長は、事案の内容に応じて、上記以外の者を参加させることができる。

(2) 設置期間

委員会は、常設の機関とする。

(3) 所掌事項

委員会は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、 以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他いじめの防止等に関すること。

第2 いじめの防止

1. いじめの防止等への啓発活動

児童・生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットやSNSを通じて行われるい じめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

2. 道徳教育及び体験活動等の充実

児童・生徒に対して、いじめの防止等のために、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。 また、児童・生徒によるいじめ防止に向けた自主的活動に対する支援を行う。

3. 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめ防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

第3 いじめの早期発見

1. 相談体制の整備

児童・生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

2. 定期的な調査等

児童・生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査を実施する。

3. いじめの疑いのある事案を把握した時の措置

児童・生徒、保護者及び教職員から、在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手す

る。

第4 いじめへの対処

- 1. 事実の有無の確認を行うための調査等
- (1)必要に応じて、質問票(アンケート)の使用や聴き取り調査等により、事実の有無の確認を行うための調査を実施する。
- (2)調査結果について、学校の設置者に報告する。
- 2. いじめがあったことが確認された事案への措置
- (1) いじめを受けた児童・生徒への対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、 いじめを受けた児童・生徒とその保護者に対する支援を行う。また、いじめを受けた児 童・生徒が安心して教育を受けられるよう、必要な措置を講じる。

(2) いじめを行った児童・生徒への対応

いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、いじめを行った児童・生徒に対する 指導及びその保護者に対する助言を行う。いじめを受けた児童・生徒が安心して学習す るために必要があると認められる場合には、特別な措置を講ずる。

(3) 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた児童・生徒の保護者と、いじめを行った児童・生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有する ための措置やその他必要な措置を講じる。

(4) 警察等その他司法機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであるものと認めるときは、学校設置者及び所轄警察署等と連携して対処するものとする。

(5) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、速やかに削除を求めるなど必要な 措置を講じる。児童・生徒に対する情報リテラシー教育を進めるとともに、保護者に対 しても必要な啓発活動を行う。

- 3. 重大事態への対処
- (1) 重大事態調査委員会の設置

(趣旨)

いじめにより、児童・生徒の生命、心身等に重大な被害が生じた場合や、長期の欠席を 余儀なくされているなど、「法」に規定される重大事態が生じた場合、その対処および 重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、「重大事態調査委員会」(以下、 「調査委員会」という。)を設置する。

(構成)

校長、教頭、その他教職員等

(設置期間)

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

(所掌事項)

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) 本校独自の取組

重大事態への対処について、本校独自の取組を行う。

(3) いじめを受けた児童・生徒及び保護者への対応

「調査委員会」における調査を行うときには、いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた児童・生徒及び保護者からの申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(4) 学校の設置者及び東京都(私学部)への報告等

重大事態が発生した時及びその調査結果について、速やかに学校の設置者及び東京都 (私学部)にその旨を報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び東京都(私学部)と連携、協力して重大事態への対応を行う。

第5 「学校の基本方針」の評価

委員会を中心として、全教職員により、「学校の基本方針」及びいじめ防止に関する取組みの検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

以上